

監査公表第5号（令和8年4月7日、県公報第684号登載）

人づくり・県民生活部、保健医療介護部及び福祉労働部出先機関定期監査結果（令和7年度）

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

(1) 財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するもののうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：人づくり・県民生活部、保健医療介護部及び福祉労働部の出先機関
36 機関

(2) 監査対象期間：令和6年9月1日～令和7年8月31日

4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和7年10月1日～令和8年1月28日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査実施日
人づくり ・県民 生活部	アジア文化交流センター	令和7年11月18日～11月19日、令和8年1月23日
	女性相談支援センター	令和7年10月21日～10月22日
	消費生活センター	令和7年10月3日
保健 医療 介護 部	筑紫保健福祉環境事務所	令和7年10月7日～10月8日
	粕屋保健福祉事務所	令和7年10月28日～10月30日、令和8年1月16日
	糸島保健福祉事務所	令和7年11月13日～11月14日
	宗像・遠賀保健福祉環境事務所	令和7年10月15日～10月17日、令和8年1月21日
	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	令和7年11月5日～11月7日
	田川保健福祉事務所	令和7年11月11日～11月13日、令和8年1月15日
	北筑後保健福祉環境事務所	令和7年10月1日～10月2日
	南筑後保健福祉環境事務所	令和7年10月9日～10月10日
	京築保健福祉環境事務所	令和7年10月21日～10月22日

監査対象機関名		監査実施日
保健医療 介護部	保健環境研究所	令和7年10月23日～10月24日
	精神保健福祉センター	令和7年10月3日
	食肉衛生検査所	令和7年11月14日
福祉 労働 部	福岡児童相談所	令和7年11月11日～11月12日、令和8年1月14日
	久留米児童相談所	令和7年10月9日～10月10日、令和8年1月19日
	田川児童相談所	令和7年11月18日～11月19日
	大牟田児童相談所	令和7年11月18日～11月19日、令和8年1月28日
	宗像児童相談所	令和7年10月23日～10月24日
	京築児童相談所	令和7年11月20日～11月21日
	福岡学園	令和7年11月5日～11月6日
	障がい者更生相談所	令和7年10月17日
	こども療育センター新光園	令和7年11月20日～11月21日
	福岡労働者支援事務所	令和7年10月31日
	北九州労働者支援事務所	令和7年10月31日
	筑後労働者支援事務所	令和7年11月7日
	筑豊労働者支援事務所	令和7年10月31日
	福岡高等技術専門学校	令和7年11月20日～11月21日
	戸畑高等技術専門学校	令和7年10月1日～10月2日
	小竹高等技術専門学校	令和7年10月7日～10月8日
	久留米高等技術専門学校	令和7年10月30日～10月31日
	大牟田高等技術専門学校	令和7年10月23日～10月24日
	田川高等技術専門学校	令和7年10月28日～10月29日、令和8年1月15日
	小倉高等技術専門学校	令和7年10月15日～10月16日
福岡障害者職業能力開発校	令和7年10月1日～10月2日	

(2) 主な監査項目

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

ウ 人件費

報酬及び給料（会計年度任用職員等）の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分状況

キ 扶助費

扶助費の執行状況

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説明
人づくり・県民生活部 アジア文化交流 センター	支出	1	資金前渡について、資金前渡を受けた職員は、必要な限度額として前渡された金額を超えて支払っていた。
計			1件

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説明
人づくり・県民生活部	収入	1	雑入について、収入すべき事由が発生した後、速やかに調定すべきところ、調定が遅延していた。
保健医療介護部	収入	3	生活保護費返還金の収入未済額が前年度に比べて増加している。
	支出	1	生活保護費における生活扶助費について、被保護者の児童扶養手当の支給対象児童が令和7年4月以降3人から2人となったことから、変更後の認定額により収入認定すべきところ、これを行わず、支給不足となっていた。
福祉労働部	収入	2	児童措置弁償金の収入未済額が前年度に比べて増加している。
	支出	1	産業廃棄物収集運搬業務契約の支出科目について、通信運搬費（11節01）とすべきところ、委託料（12節）としていた。
	財産	1	管理棟1階女子トイレ改修工事により和式トイレを改修し設置した洋式トイレ（2点）について、工作物として公有財産の登録をすべきところ、これを行っていなかった。 なお、令和6年度定期監査でも同様の誤りがあったが、改善されていなかった。
計			9件